

認定NPO法人

「東三河後見センター」会報 第17号

平成23年12月12日発行

発行者：認定NPO法人東三河後見センター TEL (0533) 80-2707

市民後見推進事業がすすんでいます

代表理事 長谷川卓也

市民後見人の養成とサポートシステム構築事業を昨年度開始し、今年は2年目になります。昨年度は独立行政法人福祉医療機構の助成金を得て進め、今年度は豊川市からの業務委託です。豊川市は東三河後見センターの企画により厚生労働省の市民後見推進モデル事業の全国37実施自治体の一つに選ばれましたので、豊川市からの業務委託料は実質は厚生労働省から流れるものです。

市民後見推進事業はいよいよ佳境に入りました。福祉現場実習は受講者20名(現場実習を受講しない方11名)が全員3日間の研修を修了。これまですべての研修を1日も休まず終えた方は17名。そのうち市民後見人候補者の登録希望者15名の面接を実施し、13名が登録予定となり、またそのうち12名は後見活動のOJT(実地訓練)を希望。12月4日のOJTオリエンテーションを終え、いよいよOJTが始まりました。3月10日までにOJTを含め、全ての研修を修了し、3月下旬~4月初旬には東三河後見センターとして豊橋家庭裁判所豊橋支部に対して「市民後見人候補者名簿」を提出する予定です。東三河における市民後見人第1号の誕生が徐々に近づいてきます。

「市民後見人の手引」の作成は毎週、執筆の工藤明人氏の原案を練りながら、悪戦苦闘ではありますが、こちらも徐々に形を現してきています。

11月17日に名古屋家庭裁判所豊橋支部において「平成23年度 家事関係機関との連絡協議会」が開かれ、「第三者後見人等の後見事務に関する問題、第三者後見人等の育成及び監督に関する問題等」のテーマで協議されました。出席者は、裁判所側が判事、調査官、書記官等8名、関係機関側が弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、各市社会福祉協議会、成年後見センター等10名でした。事前に提出された多くの質問又は協議事項について協議が行われました。

「市民後見人選任の要件は？」の質問に対して裁判所側は、しっかりした養成団体の研修とサポート体制が必要な条件になると思うが、まだ実例がないのでよくわからない、と明確に回答することを避けました。後見監督人についてもまだはっきりしていないようでした。期待した明確さには欠けたものの、これまで東三河後見センターで準備してきた市民後見人の形から外れる内容は一つもなかったもので、予定どおりきちんと準備することにより道は通ずると感じています。

市民後見人養成研修を修了して

田中 義人

厚生労働省が推進する市民後見推進モデル事業の本研修は、本年2月5日の第一回研修に始まり、8～9月の3日間の福祉現場実習（私の様な未経験者と希望者）を経て、10月22日の第9回最終研修で修了した。研修日の週末設定のご配慮もあり、実践経験に基づいた有益な講義、仲間とのグループワーク、福祉現場実習など全ての課程に参加し、貴重な知見を得ることが出来た。今後 OJT をへて、市民後見人の輪の中に加わり、少しでもお役に立てればと願っている。超高齢化社会では、高齢者同士の支え合いが、先ずは必要です。自身の年齢（74歳）を考えれば、法人後見の中で、心身とも健全である限り、「高齢者はともに」を実践できれば幸甚です。

さて、成年後見開始事件数は高齢化の進展や介護保険制度の導入とあいまって急増しているが、昨今の家族機能の低下もあって、後見人を引き受ける親族の比率は年々下がっている。しかし、多数の専門職の確保は難しい。一方、親族後見人による不祥事件が続発している。ある程度の資産がある場合も親族に引き受けさせ、かつ不正を起こさせないためには、大部分の資産を凍結すればよい。そこで最高裁によって「信託」の概念が持ち出された。しかし、その提案は、成年後見制度の基本理念である成年被後見人の自己決定の尊重や本人のための柔軟な財産管理や身上監護にもとる重大な疑義と懸念があると思える。

成年後見制度の理念を尊重し、これらの懸案に対応するためには、法人後見・市民後見人活動の輪を拡大することが最も有効であると思える。法人メンバーの相互協力・支援のもと、本人の為に、よりよい後見活動が最善の対応策であろう。

市民後見人研修を終えて



北沢 悦子

市民後見人という話を自立支援協議会にて初めて聞きました。その時思いましたことは、14年間主に精神に障害を持たれた方々の作業所に勤め関わりを持たせてもらってきた今だからこそ、これからの私の使命として関わっていくべき仕事なのではないのかと考え、やってみようと思いました。

私事ですが、父が信州の田舎で民生委員をしていた頃、実家に帰る度、いつも誰か彼かが来ており「家のもめ事で昨日は泊まったのよ」と小声で母に聞かされたこともあります。「あの人達にはこの制度で少し楽になれる」とかいつも「誰かの為にを」を考えている父でした。障害者の作業所に入ったのも、市民後見人をやってみようと思ったのも実はそんな父親が導いているのかと思います。

実際は研修を重ねる毎に責任の重さをヒシヒシと感じてきておりますが、一市民として出来ることをやっといこうと心をシンプルに考え直し市民後見研修で教えていただいたことを軸とし、東三河後見センター諸先生方の教えをいただきながら微小でもお手伝いが出来ましたら本望と考えております。

発端

「ルルルッ」 私の携帯のベルが鳴ったのは、蒸し暑い夏の夜の事でした。

それは、Aさんが職場で倒れてH病院へ救急搬送されたとの連絡。すぐに身支度をしてH病院へ向かったのですが、心配していた事がついに起きてしまったのではないかと、いろいろな事が車中で頭を過ぎりました。

本人と後見センターの事など

50代のAさんは父と二人で自宅生活をしていましたが、悪質な訪問業者に騙されて多額の負債を負い、弁護士が整理した後にも、なお数百万円の借入を抱えてしまいました。近くにも姉と弟が住んでいましたが、それを防ぐ事はできませんでした。

事件後、知的障害があるAさんは、障害者支援員の援助で療育手帳B判定と2級障害基礎年金を受け、一般就労をしながら借入の返済をしつつ生活していましたが、今回の入院事故は、障害者支援員から紹介を受けた後見センターが保佐人となって1年半が経過しての事でした。

病院に着いて

H病院へ向かいハンドルを握りながら、今後予想される問題が頭を駆け巡り不安が増すばかりでした。病院に着いて、家族など居合わせた人との挨拶も早々に入院契約をして、医師の説明を聞きましたが、その説明は予想よりはるかに深刻で、状態は重篤で命の心配がある、回復しても障害が残り以前のような生活はできないという内容。

当面の事など

この事態に、私はまず出費をできるだけ抑えなければならず、医療費の面では、就労先の会社に労災の申請を依頼しました。それとあわせて、入院中の生活支援と父の世話の面で家族の協力を仰ぐ事ができました。これらの問題が会社や家族の協力により円滑に進んだ事で、労災が認められ入院に係わる費用はほとんど発生せず、本人の入院生活も父の生活も順調に経過したのは幸いでした。

療養の経過と退院・自宅復帰の準備

一方本人の状態はというと、幸い予想以上の回復で命の心配はなくなった反面、私が心配していた退院後の生活の問題が、分厚い壁となって迫ってきました。本人に意思表示はできず、その気持を慮れば、やはりもとの生活に戻れることが最良。そのため医師、家族とも相談し、可能な限り機能が回復するようリハビリ病院へ転院、リハビリを継続する事にしました。

また、それとあわせて在宅生活の準備のため、在宅支援の関係者が集まって支援計画の策定にとりかかりました。これには、父と一体で計画を作らねばならず、父のケアマネージャーにも参加してもらいましたが、経験豊富なメンバーがそろったのと、私が以前、在宅復帰の仕事をしていた事は、支援計画を作るのに幸いしました。

退院後の事など

しかし、本人のリハビリは期待したようには進まず、支援がなければ日常生活が困難な状態のまま退院せざるを得ない状況でした。この点は、関係者会議で状況を踏まえて支援計画が作成され、本人の日中活動、父のデイサービス、ヘルパーによる日常生活の支援、そして隙間を家族が支援する形で在宅生活が可能となる見通しがついてひと安心をしました。

だが、問題は職場復帰ができなくなった事でした。年金以外の収入がなくなり借入返済ができなくなる事を以前から最も心配していましたが、現実になってしまいました。これは福祉サービスを如何に使っても解決できない問題です。

退院後、私は、とにかくお金の入る手段は全て利用することを考え、失業給付の申請、労災年金の申請、障害厚生年金の申請をしました。

運が良ければ適当な仕事が見つかる事も期待し、失業給付を受けるため月一回の求職活動に通う事にしました。しかし、就労の見込みはなく、失業給付では、老齢厚生年金受給までの穴埋めには程遠い状態で、労災年金か障害厚生年金の受給が決まらなければ生活の見通しは全く立たない状況に追い込まれてしまいました。日々祈るような気持で年金の裁定を待つなか、勤務していた会社や家族の協力もあって、幸いにも労災年金支払の裁定を受け、借入の返済と今後の生活のめどがたち、やっと大きな荷物を降ろすことができました。

今の状況

いま本人は、日中は作業所に通って充実した毎を送り、父もデイサービスを利用しており、日常生活はホームヘルパーと家族の支援があり、安定した毎日を過ごすことができています。

私は、この状態が長く続いていくことを祈りながら、いま陰から支えて行きたいと思っています。



会員さん紹介

豊川市知的障害者育成会会長 田中しづ江

今年度、豊川市知的障害者育成会は東三河後見センターの会員に仲間入りをさせていただきました。成年後見に関する会員向けの勉強会では長谷川さんや福住さんには大変お世話になっております。

育成会は、今から60年以上前に知的障害の子どもを持つ3人の親がわが子の幸せを願って手をつなぎ、施策の充実を求めようと呼びかけたことに始まります。

全国組織で全日本手をつなぐ育成会、愛知県知的障害者育成会、そして私たち豊川市知的障害者育成会があります。

豊川市育成会は現在185人の会員がおり、障害のある方の年齢は下は6歳から上は60代の方までととても幅広いです。事業としては親睦を図るためのバス旅行やクリスマス会、余暇の充実のためのリトミックや陶芸教室、また、情報交換や制度について学ぶための茶話会や勉強会などを行っています。

事業を進める中で柱になるのは「障害のある本人たちの権利を守る」という考え方です。

現在、全日本育成会では被後見人の選挙権剥奪を定めた公職選挙法の規定削除を求めて **もう1度選挙に行きたい！100万人の署名運動** に取り組んでいます。現在の公職選挙法では知的障害のある人や高齢者が成年後見制度を利用して被後見人になると選挙権が奪われてしまいます。他県の会員が選挙権奪回を求めて訴訟を起こして裁判で奮闘中です。大事な選挙権でさえこのような権利侵害がおきていることを思うと当会ももっともっと頑張らなければいけません。

私自身は障害のある子どもがまだ20歳で成年後見制度は遠いもののような気がしていましたが、3月の大震災では突然社会に一人取り残されてしまった障害者も多く、その方たちの権利をどう守るのが深刻な問題として浮かび上がりました。金銭管理だけでなく、今後の生活を支えていくためのいろいろな手続きをどうするのかという問題があります。

自立支援法の福祉サービスを使うための手続きなどで障害者の家族が市役所に足を運ぶことが本当に多いです。

悪徳商法の問題がクローズアップされて高齢者への成年後見制度の必要性の方が身近かもしれませんが、順番から行っても親のほうが先に亡くなる障害の子にこそ必要な制度だと思います。まだまだ会員の中には成年後見制度のことを知らない方もいるので親亡き後の心配ばかりしているのではなく制度についての勉強会を継続的に行っていきたいと思っています。

わからないことも多く、勉強の毎日で少々頼りない会長ですが知的障害者の声を代弁できる会として会員みんなで手をつないで子どもの笑顔を守るために頑張っていこうと思っています。

これからもご指導と知的障害者へのあたたかい眼差しをよろしくお願いいたします。

